き若しくは令第十一条の三の六第一項第三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき第一項の規定による認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

七　［略］

4　［略］

5　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第九十九条第一項に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第一項又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百五条の九　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

5　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第九十九条第一項に規定する方法又は

き若しくは令第十一条の三の六第一項第三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

六　［同上］

4　［同上］

5　認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百五条の九　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～四　同上］

5　認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、限度額適用証を当該保険医療

第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第一項又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［略］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百五条の十　［略］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

［2～6　略］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の十二　［略］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

2　［略］

一　組合員証の組合員等記号・番号

［二～六　略］

［3～5　略］

（出産費及び家族出産費）

第百六条　［略］

2～6　［略］

7　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

8　［略］

（埋葬料及び家族埋葬料）

第百八条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［同上］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百五条の十　［同上］

一　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～六　同上］

［2～6　同上］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の十二　［同上］

一　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～六　同上］

2　［同上］

一　組合員証の記号及び番号

［二～六　同上］

［3～5　同上］

（出産費及び家族出産費）

第百六条　［同上］

2～6　［同上］

7　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～四　同上］

8　［同上］

（埋葬料及び家族埋葬料）

第百八条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～四　同上］